

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 吉田ゆり子



学位申請者 梁益模

論 文 名 江戸時代における大名改易に関する基礎的研究－徳川将軍権力再考の試み－

【審査結果】

本論文は、従来、徳川幕府の專制性を示す大名統制策の一つと理解されてきた改易の本義を明らかにするために、「江戸幕府日記」や『徳川実紀』を中心とする史料の詳細な検討を行い、幕府が「改易」という処分を「武士身分を剥奪すること」に限定して行なっていたことを実証し、ここから將軍権力の性格を再考しようとした研究である。

審査委員会は、全員一致で学位申請者に対して、博士（学術）の学位を授与することが適切であるという結論に至った。

なお、審査委員会は、吉田ゆり子を主査とし、学外から福田千鶴（日本近世史、九州産業大学教授）・大口勇次郎（日本近世史、お茶の水女子大学名誉教授）の二氏、学内から野本京子・米谷匡史の二氏を副査とする5名で構成された。

【論文の概要および概評】

本論文は、研究者の間で使われてきた改易という概念が、必ずしも歴史的な実際を正確に反映していないのではないかとの疑問から、幕府の行なつたいわゆる改易の事例を丹念に検証し、幕府が厳密な意味で「改易」という言葉を用いて大名に対する処分を行なっていたことを明らかにした。具体的には、徳川幕府が一九世紀前期に公式に編纂した『徳川実紀』を用いて一八世紀までに従来は改易と呼ばれていた事例を再検討し、史料的に「改易」と表現されているのは寛永5（1628）年までに現れる五例にとどまっており、それ以外はすべて「収公」（領地の没収）と表現されていたことを示した。また、後年の編纂物であるという史料的な欠点を補うために、同時代の一次史料である「江戸幕府日記」を用い、さらに詳細に検討することで同様の結論を導き出した。この結果、幕府は武士身分を剥奪する場合のみを「改易」として処分しており、従来は改易と理解されてきた処分は領地の没収であることを証明した。また、領地の没収が行なわれた事例も、大名の嗣子が無い場合が最も多く、必ずしも幕府による処分と評価されるものではないと指摘した。さらに、領地の没収処分を改易と表現していたのは、むしろ周辺の武家たちであるとの興味深

い指摘もなされた。そして、具体的に米沢藩上杉家と松本藩水野家の事例を詳細に検討し、幕府は大名家を簡単には取り潰すことはせず、どのような理由で存続を図るための処置を行なっていたかを検討した。

本論文の最大の長所は、従来、漠然と疑問が提示されてきた改易概念を、具体的に詳細な史料的検討によって解明した点にある。とくに、改易・転封を幕府権力の強大性を示す指標としてとらえる藤野保氏（『新訂 幕藩体制史の研究』1975年、吉川弘文館）の実証的根拠となっている「近世大名改易一覧」という膨大な表を正面から再検討する姿勢で臨み、一定程度、有効な結論を導くことに成功したことがある。決して原史料から離れず、地道ながらも基礎的な作業を行なうという学問的方法は、歴史学には当然のことながら、ややもすれば留学生には難しいと考えられてきた。しかし、本論文はその姿勢を譲らず、古典的な名著といわれる藤野氏の研究に疑義を唱えたという点で、たいへん意欲的な研究ということができるよう。

【各章の内容】

序論では、本論文の問題意識と問題の所在について述べている。そこでは、本研究の出発点が、韓国の朝鮮時代と日本の江戸時代との制度上の相違点として、將軍が大名を廃絶する「改易」に見いだしたことにあったとし、藤野氏の研究に着眼して研究を開始した経緯が説明されている。

第一章「改易研究の成果と問題」では、改易に関する研究史を二分して整理した。第一は、改易を大名統制策として將軍の専制性を示す処置と評価する研究であり、戦前からの研究の流れをおさえる。第二は、將軍権力の専制性を捉え直そうとする近年の研究動向の中で、大名改易に関わる研究である。本研究は、後者に位置付くことしながらも、改易概念に関しては依然として藤野氏と同様のとらえ方をしていると批判し、概念の再検討の必要性と、それによって將軍権力の相対性を示すことが可能となることを示唆する。

第二章「『徳川実紀』における「改易」・「収公」・「没収」」では、一九世紀前期に幕府によって編纂された編年の官選史書である『徳川実紀』を用いて、改易といわれてきた事例を検討した。その結果、「改易」と表現されるのは、①寛永5年までの五例にとどまること、②それ以外に領地の没収や減封の事例は一八六件見いだすことができるものの、「改易」という表現はみられないこと、③無嗣による領地の没収の場合は、領地を削減するなどの処置をし、家としては存続させていること、④これに対して、旗本・御家人には「改易」あるいは「土籍削」との処分が四二件みられることが、明らかにされた。この結果に対して、幕府は大名に対して「改易」という処分を極力控えていたとし、あわせて無嗣による「収公」が最も多くみられる寛永期にあっても減封や旗本化により家の存続が図られることに鑑み、幕府は大名の家を存続する意図をかなり早い段階から有していたと結

論づけた。

第三章「「江戸幕府日記」における「改易」・「収公」」では、『徳川実紀』の史料的限界を補うために、一次史料である「江戸幕府日記－姫路酒井家本」を用いて、同史料が記録する寛永8（1631）年から正徳5（1715）年の間にみられる三六件の領地没収の事例について、「改易」という表現がみられるかを検討した結果、三例みられたものの、いずれも旗本の事例であることが確認された。これにより、幕府が「改易」という処分をきわめて厳密な意味で用いていたことが明らかになった。その「改易」という意味は、『公事方御定書』や『古事類苑』から窺うことのできる「武士の身分を剥奪すること」ということであり、従来研究史上で用いられてきた領地の没収を含む広義の改易とは異なるものであった。

第四章「「収公」に対する同時代の認識」では、第二・三章で得られた結果にも関わらず、江戸時代の史料にも、領地の没収を改易と表現する記述がみられることから、これをどのように解釈することが妥当かを考察している。具体的には、元和5（1619）年の福島正則、寛永九年の加藤忠広と、寛永17（1640）年の生駒高俊に対する「収公」処分を取り上げ、それぞれについて史料的な検討を加えた。その結果、幕府からの通達を記した老中奉書や口達の記録には「召し上げ」として収公の事実が記されるものの、その事実を聞き知った周囲の武士たちがこの事態を「改易」と表現して記録していることが確認された。これは、結果的にはその後に家の存続が図られることはあっても、まずは幕府からの処分が下された時点においては重い処分と認識し、「改易」と認識したのではないかと指摘している。

第五章「米沢藩上杉家の収公事例」では、寛文4（1664）年の上杉綱勝の無嗣により改易の危機に瀕したもの、家の存続を許された事例を検討し、幕府が大名家を残す意図を探ろうとした。この事例は、上杉家と縁戚関係にあった保科正之の幕閣での発言力の大きさと高家である吉良家との関係から、家の存続が図られたものと説明されてきた。しかし、本研究では保科正之自身は私的な力を發揮したという人脈が働いたという根拠は見いだせないとして、むしろ由緒ある大名家を存続させようとする幕府の一連の動きの一つとして評価した。

第六章「松本藩水野家の収公事例」では、享保10（1725）年に水野忠恒の殿中における刃傷事件で収公処分となったものの、旗本家として存続した水野家の事例を取り上げ、幕府の大名家存続の意図を考察しようとした。この事例は、当時から赤穂事件と対比されて論じられた事件であるが、この事件の処分の過程において、第一章で明らかにされた旗本に対する「改易」の事例もみられ、いっそう大名である水野家の存続の意義が注目されると指摘される。結局、幕府は水野家の家筋を考慮して、旗本として家を存続させたとした。

最後に、終章では、これまで述べてきた点をまとめ、「改易」の本義に基づいて大名に

に対する幕府の処分を見直すことにより、幕府と大名の関係が「相互協力的」であると捉えることができると述べた。

【講評】

本論文に対して、審査委員からは、本研究の意義を評価した上で、多くの有意義な意見が出された。それをまとめると、次の六点のようになる。

(1)これまで曖昧に使われてきた改易という用語を、丹念な分析により実証的に明らかにした点は、研究史的にみても画期的な研究であり、大名統制策といわれた改易研究を前進させることになった。

(2)藤野保氏の研究に注目し、『徳川実紀』と「幕府日記」を史料として「改易」という表現にこだわって改易概念を見直すという着眼点は高く評価できる。

(3)徳川幕府が「改易」という処分を、きわめて厳密にとらえ、実行していたという事実の指摘は重要であり、將軍権力のとらえ直しを示唆する本研究の意義は大きい。

(4)大名と旗本・御家人では幕府の待遇が異なるという事実の指摘は興味深い。

(5)第五章、第六章で行なわれた上杉家と水野家に関する事例研究は、史料に基づく事実の詳細な解明により、これまで知られていなかった事実も明らかになり、たいへん興味深い叙述となっている。

(6)韓国の朝鮮時代と日本の江戸時代の制度を比較することから発想するという研究は、韓国からの留学生としての長所を生かした研究ができる、今後比較史的な研究として発展させる可能性を秘めている。

以上の高い評価の一方で、残された課題も多い。それらをまとめると、以下の四点となる。

(1)改易という概念については、近世だけを対象とするのではなく、古代・中世からの用法も考察の対象とすべきではないか。そのようにして考えると、限定して用いていた幕府に対して、周辺の武家たちが用いていた概念になぜズレが生じていたのかを解説する手がかりとなるのではないか。

(2)將軍権力の性格を再考しようとする試みは意欲的ではあるが、序論と終章においてこうした視点からの研究史整理と著者自身の議論の展開がみられないことが物足りない。研究史整理において、朝尾直弘氏の「公儀領主制論」を位置づけ、その批判的検討を行うという姿勢があれば、本研究で得られた結論を、新たな議論の展開に結びつけることが可能となったのではないか。

(3)改易の本義とされる武士身分の剥奪との指摘を展開させ、武家が身分の剥奪によりいかなる状態に置かれことになるのか、これを武家社会ではどのように認識していたの

かまで考察すると、いっそ興味深い論点の提示が可能となつたであろう。

(4) 大名と旗本との相違、また大名、旗本それぞれの内部においても、武家社会においては「格」の違いによる序列が決定的な意味を持っていたことを再認識した上で、本研究で得られた結論の意義についての考察を深める必要があろう。

【総合的な判断】

以上、本論文はいまだ多くの課題を残しながらも、日本近世史研究において画期的な研究であり、また今後の大名研究においても有意義な成果を収めたということができる点は、審査委員一同認めるところである。口頭諮問においても、梁氏は審査委員の質問に対して自らの理解を説明しながらも、終始謙虚な態度で審査委員の講評を受け止める態度を示していた。これは、梁氏が本論文に残された課題を十分に認識した上で、審査委員の指摘する有意義な意見に耳を傾けることで、研究の発展の可能性を自覚していたからであると判断される。また、審査委員からも、今後さらに研究を展開させる可能性を持つ多くの論点を含む研究であるとの見方が示された。

審査委員会は全員一致で、本学位請求論文が、内容的にも、また最終試験における質疑応答の内容からも、博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものであるとの結論に達した。